神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準等の見直しについて

資料５

１　概要

条例施行後５年ごとの見直しを検討するにあたり、当事者・学識者・事業者等で構成す

る「条例見直し検討会議」（令和元年11月～全６回開催）において議論を行ってきた。

令和３年秋の条例見直し結果では、条例の他、整備基準等も、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要があるとされた。

令和４年度は、条例改正を行うとともに、条例見直し検討会議の議論等を踏まえ、整備基準

改正に向けた作業のため会議を設置し（整備基準見直し検討会議）検討を行っている。

２　改正の方向性

（１）見直しの検討項目案

条例見直し検討会議で整理された検討項目の他、各土木事務所等の実務運用上の課題、国方針や基準改正等に伴い検討が必要な項目、その他検討が必要な事項で構成している。

（２）見直しの視点

　ア　全般的事項

　　　整備を進める上での実情や個別の課題を考慮し、十分なバリアフリー対応が確保される

ことを前提として、検討する。なお、見直しの視点としては次に留意して行う。

(ｱ) 利用者、事業者双方にとってわかりやすいものであるか

(ｲ) 利用者に対し必要な配慮を欠いていないか

(ｳ) 事業者に対し過度の負担を課していないか

検討にあたっては、審査窓口である各土木事務所等や当事者等、関係団体等へのヒアリ

ングを行う。

また、今までの「条例見直し検討会議」での検討の流れに留意しつつ、当事者・関係者各団体等へのヒアリングや、県民会議へ報告を行う他、今後、パブリックコメントを実施する予定とし、当事者意見とその趣旨をしっかり踏まえて進めることとする。

（３）その他留意事項等

・ 　整備基準は、事業者へ基本的に適合・遵守を求める事項として慎重な検討が求められるが、法令規則とする必要性や、他法・他条例との整合、遵守できる実現可能性等、法務部門等とも調整しつつ検討する。

* その状況により、整備基準とするもの、ガイドラインへ位置付けて推進するもの、その他施策で推進するもの等、整理を行う。

３　想定スケジュール（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 年月 | 内容 |
| 令和４年度 | ８月 | 第１回整備基準見直し検討会議（８月12日(金)）・基準の内容について・基準の運用について |
| ９月 | 検討作業・他自治体照会・関係団体(当事者/事業者)ヒアリング・県民会議への報告 |
| 10月 | 第２回整備基準見直し検討会議（10月18日（火））・基準の内容について・基準の運用について |
| 11月 | 検討作業 |
| 12月 | 第３回整備基準見直し検討会議（12月27日（火））・整備基準改正案まとめ |
| １月 | 政策法務課へ内申（１月上旬～2/10頃）・ガイドブック版下修正作業（１月～）・改正規則の周知…資料配布、HP掲載等(４月～)・ガイドブック完成※第３回会議の状況により最終案を内申前に再調整 |
| ２月 | 〇パブリックコメント（２月上旬～３月上旬） |
| ３月 | 〇最終調整〇整備基準改正起案・決裁規則改正（３月末公布を目標） |
| 令和５年度 | ４月10月 | 周知期間改正規則施行 |

＝検討項目＝（詳細は別紙参照）

1. 未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討）【土木等の課題提起】

（２）　便所の整備基準について

　　ア　公共トイレの整備の方向性（機能分散について）【国改正関係】

　　イ　乳幼児用設備の規定について【その他】

（３）　避難設備の整備基準について【条例見直し検討会議】

（４）　幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について【土木等の課題提起】

（５）　施設の円滑な利用のための支援の提供について【条例見直し検討会議】

（６）　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討【条例見直し検討会議】

（７）　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備【条例見直し検討会議】

この案は、10月18日開催の「第２回整備基準見直し検討会議」資料とほぼ同一で、案については、今後、「整備基準見直し検討会議」での意見や、各関係者の意見も幅広く伺い、さらに修正が入る予定です。

案へ意見がありましたら、令和４年12月23日（金）までに御回答くださるようお願いします。なお、意見が無い場合には特段の御連絡は不要です。

　どうぞよろしくお願いします。